愛西市告示第１６６号
令和８年６月１２日

公　示　送　達　書

愛知県愛西市長　日　永　貴　章

次の書類を地方税法第２０条の２第１項の規定により公示送達します。
なお、送達すべき書類は愛西市役所収納課において保管してあり、申出があればいつでも交付します。

送達を受けるべき者　氏名（名称）	送達すべき書類の名称
上田　快陸	地方税法により送達すべき書類

（注意）
地方税法第２０条の２第３項の規定により、掲示を始めた日から起算して７日を経過したとき（令和８年６月１９日）に、書類の送達があったものとみなされます。